

目 次

第3回大宜味村議会臨時会会議録（会期日程表）	1
第3回大宜味村議会臨時会会議録（4月26日）	3

第3回大宜味村議会臨時会会議録
(会期日程表)

開会 昭和57年4月26日

会期 1日間

閉会 昭和57年4月26日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
4月26日	月	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第28号～議案第30号 報告第4号 提案説明、質疑、討論、採決 議案訂正の件 閉 会

第3回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 昭和57年4月26日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (昭和57年4月26日 午前10時00分)

閉 会 (昭和57年4月26日 午後5時40分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	9番議員 松 島 重 克 君
2番議員 平 良 真 光 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	11番議員 前 田 福 正 君
4番議員 山 川 保 清 君	12番議員 東 武 郎 君
5番議員 平 良 実 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君
8番議員 崎 山 喜 弘 君	

3. 欠席議員 (1名)

6番議員 福 地 善 雄 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 根路銘 安 昌 君	教育委員会 総務課長	大 山 岩 昌 君
教 育 長 宮 城 松 一 君	厚生課長 事務取扱い者	照 屋 林 克 君
税 務 課 長 宮 里 盛 順 君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第30号 昭和57年度大宜味村一般会計補正予算
- 日程第6 報告第4号 専決処分の報告について
- 日程第7 議案訂正の件について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。

よって、昭和57年大宜味村議会第3回臨時会は成立いたしましたので開会いたします。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第114条の規定により議長において、10番 前田貞四郎君、11番 前田福正君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時02分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

休憩いたします。

休 憩（午前10時03分）

再 開（午前10時10分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第3 議案第28号から日程第6 報告第4号までを一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長（根路銘安昌君） 議案第28号、議会を招集する暇がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

これは県からの連絡が3月31日遅くありまして議会を招集する暇がありませんでしたので専決処分をしたわけです。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,651,998千円とする。歳入として財源対策債が1,100千円の割り当てがあったわけです。償還に当りまして交付税でもカバーされるということがございましてそれを受け入れようということにしたわけです。それで歳出につきま

しては財源別の組み替えがあるわけです。よろしくお願いいたします。

議案第29号、地方税法の一部を改正する法律が昭和57年4月1日から施行されるに伴い、大宜味村税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する暇がないため地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

税条例の一部を改正する条例の内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

議案第30号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,659,545千円とする。歳入につきましては、10款財産収入に一心福祉会への土地賃貸料43千円を追加したいと思います。歳出につきましては3款民生費に215千円追加いたしまして、10款教育費に1,735千円を追加いたしたいと思います。それで14款予備費から1,907千円を減額いたしております。予算の内容につきましては担当の方から説明させますのでよろしくお願いいたします。

報告第4号、地方自治法第180条第1項の規定により、昭和50年2月7日議会において指定された沖縄県市町村職員退職手当組合加入市町村等の変更を行なうため、組合規約の別表第1及び別表第2を別紙のとおり改正するため、専決処分したので報告します。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時29分）

再 開（午後4時49分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の日程全部議了するまで会議時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程全部議了するまで会議時間は延長することに決しました。

休憩いたします。

休 憩（午後4時50分）

再 開（午後5時27分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

村長から提出された議案第28号及び議案第29号について訂正したい旨の申し出があります。

この際議案第28号及び議案第29号の訂正の件を日程に追加し、議題とすることにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、この際議案第28号及び議案第29号の訂正の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第28号及び議案第29号の訂正の件を議題といたします。

村長から訂正理田の説明を求めます。

○ 村長(根路銘安昌君) 専決処分いたしました議案第28号ですが、数字的な初歩的なミスがございまして大変ご迷惑をおかけして申し訳ないと思っています。

予算書の4ページ、2欄3行10,042千円とあるのを10,040千円の誤りでありますので訂正差し替えしたいと、そのように訂正告示をいたしましたので訂正方お願いしたいと思います。

更に議案第29号も同じくミスがありまして大変申し訳ないと思っています。税条例の一部を改正する条例におきまして、5ページの下段2行の4千円は4千万円に訂正したいと思っております。そのように訂正告示の手続きをやっております。

○ 議長(玉城一昌君) おはかりいたします。

只今議題となっております議案第28号及び議案第29号 訂正の件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号及び議案第29号 訂正の件は承認することに決しました。

休憩いたします。

休 憩 (午後5時31分)

再 開 (午後5時32分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第28号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第29号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第30号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩 (午後 5時34分)

再 開 (午後 5時35分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第28号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第29号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第30号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号 昭和57年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後 5時38分)

再 開 (午後 5時39分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

会議規則第43条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字その他の整理については議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議決の結果生じた字句数字その他の整理については議長に委任されました。

これをもって、昭和57年第3回大宜味村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会 (午後 5時40分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員（10番） 前 田 貞四郎

署名議員（11番） 前 田 福 正